

平成27年度第2回 新潟支社 入札監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成27年12月8日(火) 新潟支社 会議室		
委員	委員長 吉田 正之(新潟大学法科大学院教授) 委員 阿部 和久(新潟大学工学部教授) 委員 石田 英紀(元県職員) 委員 岩崎 英治(長岡技術科学大学大学院教授) 委員 後藤 直樹(弁護士) 委員 澤田 克己(新潟大学法学部教授)		
審議対象期間	平成27年4月1日～平成27年9月30日		
抽出案件	総件数 6 件	(備 考)	
工 事	一般競争		1 件
	条件付一般競争		1 件
	拡大型指名競争		1 件
	随意契約		1 件
調査等	1 件		
物品・役務	1 件		
	意見・質問	回 答	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	別紙のとおり		

	意見・質問	回答
<p>委員からの意見・質問、それに対する回答等</p>	<p>【入札監視統一事務局における審査実施状況報告】 ・意見等なし</p> <p>【入札・契約手続きの運用状況】 ・意見等なし</p> <p>【競争参加資格停止等の運用状況】 ・意見等なし</p> <p>【一次苦情及び一次説明処理状況】 ・意見等なし</p> <p>【抽出事案の審議】 1 工事 1) 一般競争入札 「上信越自動車道 太田切川橋(鋼上部工)工事」</p> <p>・官報公告に英語のSummaryをつけているが、外国企業が参加した場合、翻訳した詳細の説明書を英語で作成するのか。 また、過去に外国企業が参加したことはあるか。</p> <p>・施工体制評価が入札した4者全て10点満点となっている。 技術資料の評価点が20点であり、比率にすると決して小さくないが、必要条件があり、差をつけるような定義ではないのか。他の案件ではどうか。</p> <p>・技術提案書の評価については、3人の評価者により評価されておりバラツキがあるが、何か基準はあるのか。</p>	<p>・外国企業向けにSummaryで概要を示し、興味を持っていただければ入札に参加していただくこととしていますが、本工事の契約手続きで使用する言語は日本語とさせていただいており、以降の入札説明書や契約書等についても日本語となります。 また、新潟支社における外国企業の参加実績はありません。</p> <p>・施工体制評価はダンピング受注による品質の低下を避けるため、特に適切な施工体制を確保するために設けた制度であり、入札価格の内訳において、直接工事費が当社設計の70%、かつ、諸経費が当社設計の70%以上であれば10点を加点することになります。 他の案件では入札価格が低く、ヒアリングを行ったり、施工体制確認資料を提出させ、4点の加点や不適となったケースもあります。</p> <p>・評価の目安として、技術審議会等で設定した「秀・優・良・可・評価無」の基準を設けていますが、評価者の主観により判断した点数にバラツキがあるため平均点によって評価を行っています。</p>

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>2) 条件付一般競争入札</p> <p>「北陸自動車道 柿崎川橋塗替塗装工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術評価の施工計画立案能力の項目で、0点の者が何者かあるが、その者であっても、価格評価のウエイトが高いので最終的に落札になる場合も有り得るのか。 ・工期を300日としているが、工期を設定するうえで基準等はあるのか。 <p>3) 拡大型指名競争入札</p> <p>「関越自動車道 小出IC雪氷詰所改修工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし <p>4) 随意契約 [優先交渉方式]</p> <p>「上信越自動車道 信濃妙高工事」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・不調であった当初の発注と工事内容や契約制限価格等の条件は変わっているのか。 <p>2 調査等</p> <p>「磐越自動車道 吉津舗装詳細設計」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見等なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・技術評価の施工計画立案能力の項目の加点が0点の者であっても、施工実績が確認されていることから施工できないということにはならず、最終的に落札になる場合も有り得る仕組みになっています。これは本工事が高度な技術力を求めない塗装工事であり、どちらかと言うと価格を重視しなければならないことから、技術評価点と価格評価点のウエイトを1対2としています。 ただし、ご指摘のとおり、施工計画立案能力の項目で0点となる者が受注する場合もあることから、採点方法等について今後、検討していきたいと思えます。 ・塗替塗装工事では、塗装する総面積に対しての、1日当たりの作業量や標準的な稼働率を基に工期を設定しています。 ・工事内容等の条件は変更していません。当初の契約制限価格については、積算途中の段階で不調となったことから、正確な契約制限価格は算定していませんが、本工事においては、入札前価格交渉を行っていることから、当社の当初計画額を上回った金額で契約を締結しております。

	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<p>3 物品・役務</p> <p>「日本海東北自動車道 新潟東スマートIC可変式道路情報板購入」</p> <p>・入札状況調書において、各者の入札価格に開きがあるが、これほどまでに差が出るのか。</p>	<p>・本件購入は道路用の特殊な情報板の購入であることから、各者によっては自社で製作する場合や、他のメーカーから部分的に購入する場合等が想定され、各者のノウハウによるところが大きく入札価格に差が出る傾向にあります。</p>
審査結果の報告	<p>【講評】</p> <p>○本日審議いたしました案件については、適正に処理されています。</p> <p>なお、意見・感想としては、不調対策のため結果的に随意契約が多くなってしまっていることについては、やむを得ない面があるかと理解はできるが、一方では競争性の確保も重要であることから、その実現に努力をお願いします。</p> <p>また、総合評価の算定方法は加算方式としているが、除算方式を含め、どのように全体評価に反映していくか、さらに検討していただきたい。</p>	